

## 申請枠区分

通常枠

## 申請ステータス

| 年度     | 年度回数 | 回/次 |
|--------|------|-----|
| 2025 年 | 2    | 回   |

申請書SharePoint

-----  
団体情報から転記

## 1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

### ■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

認定特定非営利活動法人カタリバ

団体代表者 役職・氏名

代表理事 今村久美

分類

法人番号

9011305001707

団体コード

申請団体の住所

東京都中野区中野五丁目15番2号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

| 指導等の年月日 | 指導等の内容 | 団体における措置状況 |
|---------|--------|------------|
| 該当なし    | 該当なし   | 該当なし       |

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

| 【誓約する団体の名称】 | 【誓約する団体の代表者氏名】 | 【誓約する団体の役割】 |
|-------------|----------------|-------------|
|             |                |             |

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

(4)情報公開について(情報公開同意書)

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

| 団体名  | 指導等の年月日 | 指導等の内容 | 団体における措置状況 |
|------|---------|--------|------------|
| 該当なし | 該当なし    | 該当なし   | 該当なし       |

---

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須 申請時入力不要

任意

基本情報

|        |            |                                  |               |
|--------|------------|----------------------------------|---------------|
| 申請団体   | 資金分配団体     |                                  |               |
| 資金分配団体 | 事業名(主)     | 地方における10代の居場所を起点としたエコシステムづくり支援事業 |               |
|        | 事業名(副)     |                                  |               |
|        | 団体名        | 認定特定非営利活動法人カタリバ                  | コンソーシアムの有無 なし |
| 事業の種類1 | ①草の根活動支援事業 |                                  |               |
| 事業の種類2 | ①-1全国ブロック  |                                  |               |
| 事業の種類3 |            |                                  |               |
| 事業の種類4 |            |                                  |               |

優先的に解決すべき社会の諸課題

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 領域/分野                 |   |
| <input type="radio"/> | (1) 子ども及び若者の支援に係る活動                             |
| <input type="radio"/> | ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援                      |
| <input type="radio"/> | ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援                     |
| <input type="radio"/> | ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援                           |
| <input type="radio"/> | ④ その他   |
| <input type="radio"/> | (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動             |
| <input type="radio"/> | ④ 働くことが困難な人への支援                                 |
| <input type="radio"/> | ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援                          |
| <input type="radio"/> | ⑥ 女性の経済的自立への支援                                  |
| <input type="radio"/> | ⑦ その他   |
| <input type="radio"/> | (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動 |
| <input type="radio"/> | ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援               |
| <input type="radio"/> | ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援                       |
| <input type="radio"/> | ⑨ その他   |
| <input type="radio"/> | その他の解決すべき社会の課題                                  |

SDGsとの関連

| ゴール           | ターゲット  | 関連性の説明   |
|---------------|--|--|
| 4.質の高い教育をみんなに | 4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 | 10代が安心して過ごし、学びや挑戦に取り組める居場所を立ち上げ、学校外でも質の高い学びや社会とのつながりを得られる環境を提供することで、一人ひとりのニーズに応じた教育機会を保障する |

I.団体の社会的役割

|   |          |
|---|----------|
| (1)団体の目的  | 198/200字 |
| <p>どんな環境に生まれ育った10代も未来を自らつくりだす意欲と創造性を育める社会を目指し、2001年から活動する教育NPO。高校生のためのキャリア学習プログラムから始まり、2011年の東日本大震災以降は子どもたちに学びの場と居場所を提供、コロナ禍以降はオンラインを活用して経済的事情を抱える家庭やメタバースを活用して不登校の子どもに学習支援を行うなど社会の変化に応じて様々な教育活動に取り組んでいる。</p> |          |
| (2)団体の概要・活動・業務  | 198/200字 |
| <p>「意欲と創造性をすべての10代へ」というカタリバのミッションを共にする団体を支援することで、カタリバ単体では届けきれない全国の10代に学びの機会を広げることを目的に、10代を支援する人を応援するインキュベーション事業「ユースセンター起業塾」を立ち上げ、創立以来20年以上培ってきた子ども支援や行政連携のノウハウ、団体運営の基盤整備に関する知見を活かし、30団体以上の10代の居場所立ち上げを支援。</p> |          |

| II.事業概要   |  |          |      |           | 国外活動の有無 | -                                  | 資金提供契約締結日  | 採択後の契約時に用いる欄です |
|-----------|--|----------|------|-----------|---------|------------------------------------|--|----------------|
| 実施時期      | (開始)   | 2026/4/1 | (終了) | 2029/3/31 | 対象地域    | 日本全国                               | 本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無<br>※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。 | なし             |
| 直接的対象グループ | すでに10代の居場所や活動を複数年にわたり継続して運営しており、今後は自団体の活動を発展させながら、学校・行政・地域団体などとの連携を深め、地域全体で10代を支える仕組みとその担い手を育てていく意思をもつ団体   |          |      |           | (人数)    | 30団体                               |  |                |
| 最終受益者     | 自分だけでは解決できない悩みや課題を抱えながらも「誰かに頼る」「支援を受ける」ということ自体が難しい世代である、全ての10代（思春期の子どもたち）  |          |      |           | (人数)    | 1,500人<br>※予定している実行団体(5団体)の受益者数の合計 |  |                |
| 事業概要      | <p>弊団体は、10代が自身の可能性を伸ばし、思春期特有の揺らぎを乗り越えられるよう支える「10代の居場所」を全国に広げることを目指している。これまでの4年間で30団体以上の居場所の立ち上げを支援し、各地で多様な担い手による実践が生まれている。こうした取組は、単なる居場所運営にとどまらず、学校・行政・企業・他団体との協働を通じて、地域全体で子ども・若者を支える文化や仕組みである「エコシステムづくり」へと発展している。</p> <p>本事業では、すでに居場所を運営している団体を対象に、居場所を起点としたエコシステムづくりを支援する。教育支援・経営支援を通じて、各団体がより多くの10代に多様な支援を届け、地域の中で支援の仕組みと文化を育てていくとともに、組織基盤を整備し、団体内で理念や方針を共有し、持続的に事業を展開できる体制を整える。さらに、各団体が地域の間支援機能を担い、他団体や個人の育成・伴走を行えるよう、研修プログラム設計や担い手コミュニティの立ち上げ支援など、これまで弊団体が培ってきたノウハウを展開し、各地域の実情に合わせて活かしていく支援を行う。これにより、全国各地で10代の居場所そのものが増えるだけでなく、居場所を広げる力が地域の中で育っていく社会を目指す。</p> |          |      |           |         |                                    |  |                |
|           | 533/600字   |          |      |           |         |                                    |  |                |

### III.事業の背景・課題

|  |           |
|--|-----------|
| (1)社会課題  | 888/1000字 |
| <p>弊団体は創業以来、10代の意欲と創造性を育む機会を全国各地で提供してきたが、思春期である10代は大きな「可能性」を秘めている一方で、自分自身や社会との関係に揺らぎを抱える時期でもある。</p> <p>近年、10代を取り巻く社会課題はますます複雑化・顕在化している。小中学校の不登校児童生徒は過去最多の34万人を超え、そのうち約4割が関係機関での相談・指導を受けておらず、出席扱いとなる学校外の支援を受けている児童生徒も約4万人にとどまり、十分な支援が行き届いていない。また、日本の子どもの相対的貧困率は11.5%で、約9人に1人が経済的困難を抱えており、特に一人親世帯の貧困率は48.1%と深刻で、経済的困難が学習や進学の世界格差を生んでいる。また、一人親家庭や低所得世帯では家族の介護や育児、家事などの責任を日常的に担う18歳未満の子ども（ヤングケアラー）も多く見られる傾向があり、貧困の連鎖につながっている。こうした経済的困難は学習機会や将来選択の格差を生みやすい。</p> <p>さらに、若者の地域活動参加率はわずか10%程度にとどまり、特に地方では少子高齢化や若者の流出により、10代が地域社会とつながる機会自体が乏しい状況にある。また、高校生の約3割が「自分の個性や適性を考える時間がほしい」と望む一方、キャリア教育を担う教員には十分な時間や体制が確保されておらず、将来像を描く支援にも課題が残っている。</p> <p>こうした多層的な課題に対し、誰でも安心して過ごせ、信頼できる大人と「ナナメの関係」を築ける「10代の居場所」は、10代にとって柔軟かつ包括的な支援の起点となる重要な場である。しかし現状では、支援は低年齢層や限定的な困難ケースに偏っており、ユニバーサルな居場所の整備は十分に進んでいない。また、特に地方部では、10代に関わる人材や資金が圧倒的に不足しており、支援が届きにくい構造が地域間格差を一層広げている。社会全体として、こうした課題に対する認識は高まりつつあるものの、思春期の子どもたちが抱える孤独や揺らぎを支え、多様で複雑な課題への支援体制は、まだまだ十分とは言えないのが現状である。</p> |           |
| (2)課題に対する行政等による既存の取組み状況  | 199/200字  |
| <p>こども家庭庁は居場所づくりの指針を策定し、居場所の整備を進めているものの、現行施策は低年齢や困難を抱える子どもへの支援に偏っており、誰もが利用できるユニバーサルな居場所には十分対応できていない。また、地方自治体においても、予算確保の困難さや主管課の不在、子ども若者のニーズに対する認識不足などにより、居場所整備の取組が十分に進んでおらず、自治体ごとにその進捗に大きな差があることも課題となっている。</p>   |           |
| (3)課題に対する申請団体の既存の取組状況  | 198/200字  |
| <p>休眠預金活用事業（2021年度通常枠）に採択されて以降、4年間で30団体以上の10代の居場所立ち上げ・運営を支援し、団体間のネットワーク構築を行ってきた。また、近年のニーズの高まりもあり、自治体に対する10代の居場所立ち上げ・運営ノウハウの提供も始めている。さらに10代の居場所を増やすため、児童館・図書館といった既存施設に10代の居場所機能を付随させた新たな公共施設のモデルづくりにも取り組む。</p>  |           |
| (4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義  | 195/200字  |
| <p>本事業は、特定の課題を抱える10代に限らず、誰もが利用できるユニバーサルな支援を行う団体を対象としており、また居場所を運営する団体への中間支援という性質上、市民や寄附者から活動の意義が見えにくい構造にある。休眠預金等交付金を活用することで、地域に根ざした担い手を育て、その担い手が次の担い手を育てる循環を生み出しながら、活動の価値を広く発信し、市民が支援や協力を通じて参画する土壌をつくる。</p>   |           |

IV.事業設計

|   |
|---|
| (1)中長期アウトカム   |
| (10代) 各地域の10代が家庭でも学校でもない居場所を持ち、10代の居場所のスタッフとの交流や活動への参加を通じて、困難な状況が緩和されたり、意欲や創造性の高まりが生まれている |
| (団体) 自らの居場所運営にとどまらず、学校・行政・家庭・他団体などと協働を主導するとともに、支援の担い手を育てる中間支援機能を果たしている                    |
| (地域) 10代の居場所や活動を運営する団体を起点として、学校・行政・企業・地域住民など多様な主体の連携が進み、10代を支える仕組みや文化が定着している              |

| (2)-1 短期アウトカム (資金支援) ※資金配分100字                          | モニタリング | 指標  | 100字 | 初期値/初期状態         | 100字 | 中間評価時の値/状態 | 事後評価時の値/状態         |
|---|--------|---|------|------------------|------|------------|--------------------|
| 10代が自分の関心や状況に応じて、多様な居場所や活動を自由に選べる                       |        | ①地域内に存在する10代の居場所・活動拠点数<br>②10代による挑戦・イベント企画の実践数              |      | ①5箇所<br>②100回/年  |      |            | ①15箇所/年<br>②200回/年 |
| 年齢や立場を越えて多様な大人が10代に関わることで、地域に担い手が育っている                  |        | ①現場に関わる大人（スタッフ・ボランティア等）の人数<br>②10代支援に関する研修・勉強会の実施回数と参加者数    |      | ①50人/年<br>②10回/年 |      |            | ①150人/年<br>②20回/年  |
| 団体が自団体の居場所運営に加え、他団体や個人を伴走・支援している                        |        | ①他団体・個人への伴走・支援・相談対応件数<br>②支援を経て新たに立ち上がった居場所・活動の数            |      | ①0件/年<br>②0件     |      |            | ①30回/年<br>②10件     |
| 地域や行政が、10代の声や実践を受け止め、地域全体で子ども・若者を支える仕組みが形になり始めている       |        | ①10代や団体の声をもとに行政と意見交換・協議を行った回数<br>②行政・議会・地域団体との協働事業や制度化の動きの数 |      | ①0回/年<br>②0件     |      |            | ①6回/年<br>②5件       |
| 10代の活動を地域全体で見守り、挑戦が応援される文化が育ち始めている                      |        | ①10代の活動に協力する大人の人数<br>②地域内の協力・応援活動の件数                        |      | ①50人/年<br>②30件/年 |      |            | ①150人/年<br>②60件/年  |
| 団体同士のつながりや共同実践を通じて、10代や現場の声、支援の知見・成果が可視化され、他地域へ波及し始めている |        | ①他地域団体との合同研修・合同事業の回数<br>②他地域からの視察・問い合わせ件数                   |      | ①0回/年<br>②0件/年   |      |            | ①5回/年<br>②20件/年    |

| (2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金100字                     | モニタリング | 指標  | 100字 | 初期値/初期状態     | 100字 | 中間評価時の値/状態 | 事後評価時の値/状態   |
|--|--------|---|------|--------------|------|------------|--------------|
| 現場と経営が一体となって変化や困難にシナヤカに対応できる組織風土が育ち始めている         |        | ①経営層と現場が合同で行う対話・振り返りの実施回数（理事会含む）                  |      | ①10回/年       |      |            | ①20回/年       |
| 理念や価値観を共有する多様な人材が育ち、安心して挑戦や成長を続けられる組織が整っている      |        | ①採用・育成プロセスの整備状況（採用フロー・研修プログラムなど）<br>②研修・育成機会の提供回数 |      | ①0件<br>②0件/年 |      |            | ①3件<br>②3回/年 |
| 地域の実践や当事者の声が制度や施策に活かされ、対等な関係で仕組みづくりを進める関係が生まれている |        | ①団体の実践が反映された制度・事業・予算への採用数                         |      | ①0件          |      |            | ①3件          |
| 世代を超えて支援が循環する動きが生まれている                           |        | ①元利用者が関わる地域の活動・プロジェクト数                            |      | ①0件          |      |            | ①3件          |

| (3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目  | 時期   |         |
|--|--|---------|
| 拠点型・イベント型・プロジェクト型など多様な形態を組み合わせや既存施設の活用などによって複数の居場所や活動の機会を地域内で運営する  | 2026年10月～2029年3月（初期から実施し、徐々に数を増やす想定）                                       | 65/200字 |
| 学校・福祉・行政・地域団体などと定期的に情報交換や共同企画を行い、10代を支える人や機会がつながるネットワークを築く         | 2026年10月～2029年3月（初期から実施）   | 58/200字 |
| 各個人や団体の活動や居場所の情報をまとめて共有し発信するなど、10代が自分に合った場を自由に選びやすくなるように仕組みを整える    | 2027年10月～2028年9月（実践の蓄積後に整備。28年度には試験運用・発信）                                  | 63/200字 |
| 現場に関わる大人向けにオリエンテーションや研修、活動後の振り返りを実施し、安心して関われる知識・姿勢・スキルを育む          | 2026年10月～2029年3月（初期から定期的に実施。月1回～四半期に1回など頻度は団体に応じる）                         | 57/200字 |
| 10代に関わる大人同士がゆるやかにつながり、経験を共有し合うピア学習や対話の場を開く                         | 2027年4月～2029年3月（初年度後半から定例化。拠点や団体横断の開催も想定）                                  | 42/200字 |
| 居場所運営や10代との関わり方、安全管理などのノウハウを整理し、誰もが活用できるガイドブックやマニュアルを作成・共有する       | 2026年10月～2027年3月（ノウハウ整理）<br>2027年4月～2027年9月（作成）<br>2027年10月～2029年3月（共有・展開） | 60/200字 |
| 他団体や個人からの相談や問い合わせを受ける窓口を設け、内容に応じて情報提供・紹介・伴走支援を行う                   | 2026年10月～2027年3月（体制整備）<br>2027年4月～（運用開始）                                   | 48/200字 |
| 若者の声やエピソードを整理し、ローカルメディアや団体のオウンドメディアで発信したり、地域報告会を開いて活動の意義や成果を伝える    | 2027年10月～2029年3月（実践成果をもとに発信。年1回報告会を実施想定）                                   | 63/200字 |
| 行政担当者や議員、関係機関との意見交換会や勉強会を開き、10代の現状や支援の成果を共有するとともに10代自身が参加できる機会をつくる | 2027年4月～2029年3月（2年度目以降に年2回程度実施、徐々に10代参加を強化予定）                              | 66/200字 |
| 同じ課題意識を持つ団体とネットワークをつくり、合同プロジェクトや学び合いの場を企画して、互いの実践を共有する             | 2027年10月～2029年3月（2年度目以降に実施）  | 54/200字 |
| 連携団体とともに活動の成果やノウハウを事例集・レポート・記事などにまとめ、発信する                          | 2028年4月～2029年3月（活動実績が蓄積された助成最終年度に主たる実施）                                    | 41/200字 |
| 他地域の団体や行政担当者を対象に視察や交流の受け入れを行い、現場の学びを地域外にも広げる                       | 2028年4月～2029年3月（活動実績が蓄積された助成最終年度に主たる実施）                                    | 44/200字 |

| (3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援                        | 時期   |         |
|--|--|---------|
| 各団体の理事会や全体会など、経営層と現場が対話する場の設計・運営を担当POが伴走支援する       | 2026年10月～2027年9月（助成初年度に主たる伴走、助成2年度目に自走を想定）     | 44/200字 |
| 担当POなどが外部ファシリテーターとして関わり、ミッション・ビジョン・バリューの再整理などを支援する | 2026年10月～2029年3月（各団体の状況に応じて不定期実施）              | 50/200字 |
| 税理士・社労士など専門家へのバックオフィス業務に関する相談窓口を提供する               | 2026年10月～（毎月相談会を実施）                            | 36/200字 |
| 外部専門家（採用コンサル・組織開発ファシリテーター等）との相談機会をつくる              | 2026年10月～（週1回程度相談会を実施）                         | 37/200字 |
| 採用・育成に関するツールや研修設計のノウハウを提供する                        | 2027年10月～（初年度の活動実績を踏まえて2年度目から団体のニーズに応じて実施）     | 27/200字 |
| 実行団体が自治体に提案・協議する際、担当POなどが同行・同席して営業提案やヒアリングのサポートを行う | 2026年10月～2029年3月（各団体の状況に応じて不定期実施、予算編成の時期が主と想定） | 50/200字 |
| 制度化・委託化が進んだ自治体などの先進事例の共有会を開催し、学びの機会を提供する           | 2027年10月～（初年度の活動実績を踏まえて適切な自治体や事例を選定し実施）        | 40/200字 |
| 実行団体の取組成果をまとめ、政策提言レポート／行政提案資料を作成する                 | 2028年4月～2029年3月（実行団体の活動実績を踏まえて最終年度に主として実施）     | 34/200字 |

#### V. 広報戦略および連携・対話戦略

|         |   |          |
|---------|---|----------|
| 広報戦略    | カタリバオウンドメディアやSNSアカウントで実行団体の活動を積極的に公開することで、活動の認知度向上に加え、10代の居場所運営に関心を持つ層の参加意欲を醸成し、新たな担い手の母集団形成にもつなげる。また、調査結果等も踏まえながら多様な団体による活動の意義を広く発信することで、自治体・企業との協働機会創出や財源獲得による事業の持続性向上を目指すほか、世論・政策形成への波及効果も生み出したい。  | 196/200字 |
| 連携・対話戦略 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■団体<br/>10代の居場所を運営する他団体や中間支援団体と合同での広報活動や調査研究を行う。</li> <li>■企業<br/>弊団体がこれまで築いてきた企業との既存の関係性を活かしつつ、地域の実行団体と地域関連企業とのマッチングなど、企業から10代の居場所支援への資金や人材の流入を促進する。</li> <li>■関連省庁（主にこども家庭庁を想定）<br/>10代の居場所支援に関する情報共有や発信の機会をつくり、世論・政策形成につなげる。</li> </ul> | 193/200字 |

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

|               |  |                 |
|---------------|--|-----------------|
| <p>資金分配団体</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■資金調達                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業寄付の獲得</li> </ul> </li> <li>■社会課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みの構築                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・10代の居場所づくりに携わるNPO、学校、自治体、企業、市民などが互いの実践から学び合う「広げよう、思春期の居場所」全国キャラバン (<a href="https://x.gd/nxWou">https://x.gd/nxWou</a>) の展開を通じて、全国的なネットワークを形成</li> <li>・カタリバや各団体の10代の居場所づくりや地域連携の知見を整理し、運営マニュアル、フォーマット等の形で共有</li> <li>・居場所づくりに関わる実践者が学び合い、知見を共有・更新できるオンライン/オフラインの仕組みを整備</li> <li>・既存施設（児童館・図書館等）を活用した汎用性の高いモデルの開発</li> </ul> </li> <li>■制度化に向けた働きかけ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・10代を取り巻く状況・課題、居場所の有効性についての調査・分析の実施</li> <li>・実行団体の実践をもとに、居場所事業や中間支援の有効性を政策提言し、自治体やこども家庭庁等での制度化・予算化を働きかける</li> </ul> </li> </ul> | <p>396/400字</p> |
| <p>実行団体</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■資金調達支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で中間支援活動を実施するための助成金や寄付などの資金調達支援</li> <li>・10代の居場所事業と親和性の高い制度事業（放課後児童クラブや放課後デイサービス、通信制高校のサポート校など）への参入支援</li> <li>・行政予算（地域創生事業「ふるさと納税」「デジタル田園都市国家構想交付金」、居場所関連事業「地域子どもの生活支援強化事業」、「児童育成支援拠点事業」等）の活用に向けた支援</li> </ul> </li> <li>■社会課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みの構築支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・実行団体が中心となって協議会や協議体などを組成し、ネットワークとしての自走支援</li> </ul> </li> </ul>   | <p>259/400字</p> |

VII.関連する主な実績

|  |          |
|--|----------|
| (1)助成事業の実績と成果  | 519/800字 |
| <p>■休眠預金活用事業（2021年度通常枠）「地方における10代の居場所づくり支援事業」 ※認定NPO法人エティックとコンソーシアム申請</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 助成団体数14、助成総額97,128,500円</li><li>・ 採択団体全14団体が10代の居場所を開設し、平均開館日数は2.7日／週を達成</li><li>・ 3年間で延べ3.5万人の10代が居場所を利用</li><li>・ 採択14団体と合同での利用者調査を実施</li><li>・ 上記において、26の項目について利用者が成長実感を得ていることを確認</li><li>・ 資金分配団体として把握できるだけでも300人超の10代と関わる人材が生まれ、300回超の地域の関係者との協働事例が創出</li><li>・ 助成期間中に多様な財源確保が進み、助成終了後も13団体が居場所事業を継続</li><li>・ 一部団体が地域全体や隣接地域、都道府県単位で10代の居場所を広げるための動きを開始</li></ul> <p>■のと未来アクションプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 能登に住む人たちの子ども・地域のために「なにかしてみたい！」によってはじまる取組みを支えるお金と人の応援制度</li><li>・ 助成団体数20、助成総額4,151,195円</li></ul> <p>■休眠預金活用事業（2024年度通常枠）「能登に、ちいさな『コミュニティハウス』を作る」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 助成団体数4、助成総額249,680,744円</li></ul>   |          |
| (2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等  | 648/800字 |
| <p>&lt;調査研究&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 全国19拠点、中学生202名を対象に「10代の居場所（10代の居場所等）を利用する中学生へのアンケート調査」を実施し、10代の居場所を利用する中学生がどのような変化を経験するのかを調査（<a href="https://www.katariba.or.jp/news/2025/03/25/47471/">https://www.katariba.or.jp/news/2025/03/25/47471/</a>）</li></ul> <p>&lt;企業連携&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ サントリーホールディングス株式会社と協働し、継続的な地域の10代の居場所拡大・成長支援、既存資源を活かした10代の居場所のモデル開発、居場所運営人材の育成支援を実施（<a href="https://www.katariba.or.jp/news/2024/04/08/44182/">https://www.katariba.or.jp/news/2024/04/08/44182/</a>）</li><li>・ 株式会社ウィルグループと休眠預金活用事業（2021年度通常枠）実行団体（1団体）とのマッチングを実施</li></ul> <p>&lt;伴走支援実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 休眠預金活用事業（2021年度通常枠）「地方における10代の居場所づくり支援事業」でプログラムオフィサー6名が14団体に伴走</li></ul> <p>&lt;10代の居場所事例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 宮城県女川町と岩手県大槌町で2011年より拠点を運営（女川町の拠点運営は現地団体へ移管済）。キャリア学習支援や、困難を抱えた子どものケアを実施</li><li>・ 島根県雲南市で2015年より教育支援センターの運営を受託し、不登校児童・生徒を支援</li><li>・ 東京都文京区で2015年より「文京区青少年プラザ b-lab」の運営を受託。年間のべ3万人の中学生が利用</li><li>・ 東京都足立区で2016年より「アダチベース（2拠点）」の運営を受託し、困窮世帯の子どもの支援</li></ul> |          |

VIII. 実行団体の募集

|                |  |          |
|----------------|--|----------|
| (1)採択予定実行団体数   | 5団体  |          |
| (2)実行団体のイメージ   | 地域に根付いて10代の居場所を運営してきた創業3年以上の一般社団法人、非営利活動法人など   | 44/200字  |
| (3)1実行団体当り助成金額 | 2.5年総額1,000万円  | 13/200字  |
| (4)案件発掘の工夫     | 約750名が登録するユースセンター起業塾のメルマガや、団体のオウンドメディア等を通じて広く情報発信を行い、事業の周知を図る。また、過去に申請経験のある約120団体も本事業の重要な母集団と捉え、改めて丁寧な接点づくりを図ることで、再申請を促す。さらに、協働先であるエティックの起業家ネットワークなど外部チャネルも活用し、教育分野にとどまらず他分野の起業家にもアプローチする。 | 186/200字 |

IX. 事業実施体制

|   |   |                   |    |                 |                            |
|---|---|-------------------|----|-----------------|----------------------------|
| (1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等 | <p>・実施体制：資金分配団体カタリバ、協働団体（NPO法人エティック、X社）<br/>                 ※NPO法人エティック・X社ともに休眠預金活用事業（2021年度通常枠）での協働実績あり<br/>                 以下、いずれも兼務あり</p> <p>・マネジメント・戦略：全体統括1名、事業責任者1名、NPO法人エティック2名<br/>                 ・経理・管理：主担1名、副担1名、補佐1名、NPO法人エティック1名、X社1名<br/>                 ・評価：主担1名、NPO法人エティック1名、外部有識者2名<br/>                 ・PO：統括1名、主担3名<br/>                 ・連携先<br/>                 ーメンター（実行団体の経営に対するアドバイス等）<br/>                 ーb-lab、アダチベースなどのカタリバが運営する10代の居場所（視察・研修の受け入れ、スタッフ派遣等）</p> |                   |    |                 | 299/300字                   |
| (2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定                                 | 人数  | 内訳                |    | 他事業との兼務         | 左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載 |
| ※資金分配団体用  | 4名  | 新規採用人数<br>(予定も含む) | 0名 |                 |                            |
|   |   | 既存PO人数            | 4名 | 予定あり(詳細は右記のとおり) | 2名：0.3<br>2名：0.25          |
| (3)ガバナンス・コンプライアンス体制                                     | <p>理事会・監事による監督のもと、コンプライアンス責任者を設置し、承認プロセスを明確化して不正行為や利益相反を防止している。内部通報制度を整え、匿名通報と迅速な是正対応を可能にするとともに、職員研修や現場スタッフ向けのセーフガーディング研修を通じて倫理規範と安全管理の徹底を図っている。資金管理では担当POと事務局によるダブルチェックを行い、透明性と説明責任を確保している。</p>  |                   |    |                 | 185/200字                   |
| (4)コンソーシアム利用有無  | なし  |                   |    |                 |                            |

資金計画書

バージョン

1

(契約締結・更新回数)

|           |                         |                                  |
|-----------|-------------------------|----------------------------------|
| 申請団体/事業種別 | 資金分配団体                  | 2025年度通常枠                        |
| 事業期間      | 2025/04/01 ~ 2029/03/31 |                                  |
| 資金分配団体    | 事業名                     | 地方における10代の居場所を起点としたエコシステムづくり支援事業 |
|           | 団体名                     | 認定特定非営利活動法人カタリバ                  |

|                | 助成金        |
|----------------|------------|
| 事業費            | 58,724,600 |
| 実行団体への助成       | 50,000,000 |
| 管理的経費          | 8,724,600  |
| プログラムオフィサー関連経費 | 22,060,000 |
| 評価関連経費         | 5,140,000  |
| 資金分配団体用        | 2,640,000  |
| 実行団体用          | 2,500,000  |
| 合計             | 85,924,600 |

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

|          | 2025年度 | 2026年度     | 2027年度     | 2028年度     | 合計         |
|----------|--------|------------|------------|------------|------------|
| 事業費 (A)  | 0      | 12,788,200 | 22,968,200 | 22,968,200 | 58,724,600 |
| 実行団体への助成 | 0      | 10,000,000 | 20,000,000 | 20,000,000 | 50,000,000 |
| -        |        |            |            |            |            |
| 管理的経費    | 0      | 2,788,200  | 2,968,200  | 2,968,200  | 8,724,600  |

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

|                     | 2025年度 | 2026年度    | 2027年度    | 2028年度    | 合計         |
|---------------------|--------|-----------|-----------|-----------|------------|
| プログラム・オフィサー関連経費 (B) | 0      | 6,112,000 | 7,974,000 | 7,974,000 | 22,060,000 |
| プログラム・オフィサー人件費等     | 0      | 2,382,000 | 4,764,000 | 4,764,000 | 11,910,000 |
| その他経費               | 0      | 3,730,000 | 3,210,000 | 3,210,000 | 10,150,000 |

3. 評価関連経費 [円]

|            | 2025年度 | 2026年度  | 2027年度    | 2028年度    | 合計        |
|------------|--------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 評価関連経費 (C) | 0      | 908,000 | 2,166,000 | 2,066,000 | 5,140,000 |
| 資金分配団体用    | 0      | 408,000 | 1,166,000 | 1,066,000 | 2,640,000 |
| 実行団体用      | 0      | 500,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 2,500,000 |

4. 合計 [円]

|             | 2025年度 | 2026年度     | 2027年度     | 2028年度     | 合計         |
|-------------|--------|------------|------------|------------|------------|
| 助成金計(A+B+C) | 0      | 19,808,200 | 33,108,200 | 33,008,200 | 85,924,600 |

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

|        | 自己資金・民間資金<br>合計 (D) | 助成金による補助率<br>(A/(A+D)) |
|--------|---------------------|------------------------|
| 助成期間合計 | 6,400,000           | 90.2%                  |

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

| 年度     | 予定額[円]    | 調達方法 | 調達確度  | 説明（調達元、用途等）                     |
|--------|-----------|------|-------|---------------------------------|
| 2025年度 | 0         |      |       |                                 |
| 2026年度 | 1,400,000 | 寄附   | C:調整中 | 調達元：寄附金、用途：<br>本事業にかかる一般管理<br>費 |
| 2027年度 | 2,500,000 | 寄附   | C:調整中 | 同上                              |
| 2028年度 | 2,500,000 | 寄附   | C:調整中 | 同上                              |
|        |           |      |       |                                 |
|        |           |      |       |                                 |
|        |           |      |       |                                 |
|        |           |      |       |                                 |

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

| 法人格         | 団体種別                 | 認定NPO法人   | 資金分配団体/活動支援団体 |
|-------------|----------------------|---|---------------|
| 団体名         | 認定特定非営利活動法人カタリバ      |   |               |
| 郵便番号        | 〒164-0001            |   |               |
| 都道府県        | 東京都                  |   |               |
| 市区町村        | 中野区                  |   |               |
| 番地等         | 中野五丁目15番2号           |   |               |
| 電話番号        | 03-5942-9646         |   |               |
| WEBサイト(URL) | 団体WEBサイト             | <a href="https://www.katariba.or.jp/">https://www.katariba.or.jp/</a>                         |               |
|             | その他のWEBサイト<br>(SNS等) | <a href="https://www.facebook.com/katariba/">https://www.facebook.com/katariba/</a>           |               |
|             |                      | <a href="https://x.com/katariba">https://x.com/katariba</a>                                   |               |
|             |                      | <a href="https://www.instagram.com/npo_katariba/">https://www.instagram.com/npo_katariba/</a> |               |
|             |                      | <a href="https://note.com/katariba/">https://note.com/katariba/</a>                           |               |
| 設立年月日       | 2001/11/01           |   |               |
| 法人格取得年月日    | 2006/09/21           |   |               |

(2)代表者情報

|        |      |         |
|--------|------|---------|
| 代表者(1) | フリガナ | イマムラクミ  |
|        | 氏名   | 今村久美    |
|        | 役職   | 代表理事    |
| 代表者(2) | フリガナ | ツルガヤスヒサ |
|        | 氏名   | 鶴賀康久    |
|        | 役職   | 常務理事    |

(3)役員

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 役員数 [人]                   | 7 |
| 理事・取締役数 [人]               | 5 |
| 評議員 [人]                   | 0 |
| 監事/監査役・会計参与数 [人]          | 2 |
| 上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人] | 0 |

(4)職員・従業員

|                |     |
|----------------|-----|
| 職員・従業員数 [人]    | 202 |
| 常勤職員・従業員数 [人]  | 146 |
| 有給 [人]         | 146 |
| 無給 [人]         | 0   |
| 非常勤職員・従業員数 [人] | 56  |
| 有給 [人]         | 56  |
| 無給 [人]         | 0   |
| 事務局体制の備考       |     |

## (5) 会員

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 団体会員数 [団体数]         | 0     |
| 団体会員                |       |
| 団体正会員 [団体数]         | 0     |
| 団体その他会員 [団体数]       | 0     |
| 個人会員・ボランティア数        | 1,757 |
| ボランティア人数(前年度実績) [人] | 1,730 |
| 個人正会員 [人]           | 27    |
| 個人その他会員 [人]         | 0     |

## (6) 資金管理体制

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること |  |
| 決済責任者 氏名/勤務形態           |  |
| 通帳管理者 氏名/勤務形態           |  |
| 経理担当者 氏名/勤務形態           |  |

## (7) 監査

|                |         |
|----------------|---------|
| 年間決算の監査を行っているか | 内部監査で実施 |
|----------------|---------|

## (8) 組織評価

|                                   |        |
|-----------------------------------|--------|
| 過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか | 受けていない |
| 認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください          |        |

## (9) その他

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 業務別に区分経理ができる体制の可否 | 区分経理できる体制である |
|-------------------|--------------|

## (10) 助成を行った実績

|                   |   |
|-------------------|---|
| 今までに助成事業を行った実績の有無 | あり  |
| 申請前年度の助成件数 [件]    | 46  |
| 申請前年度の助成総額 [円]    | 123,152,453   |
| 助成した事業の実績内容       | <p>ユースセンター起業塾「事業創造コース」（10代のための居場所を立ち上げる起業家支援プログラム）<br/>2021年の事業開始から4年間で22都道府県で30団体超の10代の居場所の立ち上げを支援</p> <p>■のと未来アクションプログラム（能登に住む人たちの子ども・地域のために「なにかしてみたい！」によってはじまる取り組みを支えるお金と人の応援制度）<br/>お祭りやイベント、講座など</p> |



※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないか確認をお願いします。

|          |                                       |                               |      |
|----------|---------------------------------------|-------------------------------|------|
| 事業名:     | 地方における10代の居場所を起点としたエコシステムづくり支援事業      | 記入箇所チェック                      | 記入完了 |
| 団体名:     | 認定特定非営利活動法人カタリバ                       | 過去、過半数が資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体) |      |
| 過去の採択状況: | 通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。 |                               |      |

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

|                                    |      |      |
|------------------------------------|------|------|
| 記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。 |      |      |
| 記入完了                               | 記入完了 | 記入完了 |

| 規程類に含める必須項目  | (参考)JANPIAの規程類         | 提出時期(選択) | 根拠となる規程類、指針等   | 必須項目の該当箇所 ※条項等       |
|--|------------------------|----------|----------------|----------------------|
| <b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>  |                        |          |                |                      |
| (1)開催時期・頻度   | 評議員会規則<br>定款           | 公募申請時に提出 | 定款             | 第23条                 |
| (2)招集権者  |                        | 公募申請時に提出 | 定款             | 第24条                 |
| (3)招集理由  |                        | 公募申請時に提出 | 定款             | 第22条、第23条第2項、第24条第2項 |
| (4)招集手続  |                        | 公募申請時に提出 | 定款             | 第24条第3項              |
| (5)決議事項  |                        | 公募申請時に提出 | 定款             | 第22条                 |
| (6)決議(過半数か3分の2か)   |                        | 公募申請時に提出 | 定款             | 第27条                 |
| (7)議事録の作成  |                        | 公募申請時に提出 | 定款             | 第29条                 |
| (8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外<br>「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること<br>※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。 |                        | 公募申請時に提出 | 定款             | 第28条第4項              |
| <b>● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>  |                        |          |                |                      |
| (1)理事の構成<br>「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること   | 定款                     | 公募申請時に提出 | 定款             | 第14条第3項              |
| (2)理事の構成<br>「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること   |                        | 公募申請時に提出 | コンプライアンスガイドライン | 第10条第4項              |
| <b>● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>   |                        |          |                |                      |
| (1)開催時期・頻度   | 定款<br>理事会規則            | 公募申請時に提出 | 定款             | 第32条                 |
| (2)招集権者  |                        | 公募申請時に提出 | 定款             | 第33条第1項              |
| (3)招集理由  |                        | 公募申請時に提出 | 定款             | 第33条第2項              |
| (4)招集手続  |                        | 公募申請時に提出 | 定款             | 第33条第3項              |
| (5)決議事項  |                        | 公募申請時に提出 | 定款             | 第35条第1項              |
| (6)決議(過半数か3分の2か)   |                        | 公募申請時に提出 | 定款             | 第35条第2項              |
| (7)議事録の作成  |                        | 公募申請時に提出 | 定款             | 第37条                 |
| (8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外<br>「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること  |                        | 公募申請時に提出 | 定款             | 第36条第4項              |
| <b>● 理事の職務権限に関する規程</b>   |                        |          |                |                      |
| JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること  | 理事の職務権限規程              | 公募申請時に提出 | 定款             | 第15条                 |
| <b>● 監事の監査に関する規程</b>   |                        |          |                |                      |
| 監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること<br>※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください   | 監事監査規程                 | 公募申請時に提出 | 定款             | 第15条                 |
| <b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>   |                        |          |                |                      |
| (1)役員及び評議員(置いている場合)の報酬の額   | 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程 | 公募申請時に提出 | 役員報酬規程         | 第2条、第3条、第4条          |
| (2)報酬の支払い方法  |                        | 公募申請時に提出 | 役員報酬規程         | 第6条                  |

| ● 倫理に関する規程  |  |          |                               |                |
|---|--|----------|-------------------------------|----------------|
| (1) 基本的な人権の尊重   | 倫理規程<br>・ハラスメントの防止に関する規程   | 公募申請時に提出 | 活動における倫理規範                    | 第3条            |
| (2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)   |  | 公募申請時に提出 | 活動における倫理規範                    | 第4条            |
| (3) 私的利益追求の禁止   |  | 公募申請時に提出 | 活動における倫理規範                    | 第5条            |
| (4) 利益相反等の防止及び開示  |  | 公募申請時に提出 | 活動における倫理規範                    | 第6条            |
| (5) 特別の利益を与える行為の禁止<br>「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること                   |  | 公募申請時に提出 | 活動における倫理規範                    | 第7条            |
| (6) ハラスメントの防止   |  | 公募申請時に提出 | ハラスメント防止規程                    | 第2章、第3章        |
| (7) 情報開示及び説明責任  |  | 公募申請時に提出 | 活動における倫理規範                    | 第8条            |
| (8) 個人情報の保護   |  | 公募申請時に提出 | 活動における倫理規範                    | 第9条            |
| ● 利益相反防止に関する規程  |  |          |                               |                |
| (1)-1利益相反行為の禁止<br>「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと                            | 倫理規程<br>・理事会規則<br>・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程<br>・就業規則<br>・審査会議規則<br>・専門家会議規則 | 公募申請時に提出 | 審査会議での決定を要する助成事業の実施に関するガイドライン | 第5条            |
| (1)-2利益相反行為の禁止<br>「助成事業等を行うに当たり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること              |  | 公募申請時に提出 | 活動における倫理規範                    | 第5条～第7条        |
| (2) 自己申告<br>「役員に対して、定期的「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること             |  | 公募申請時に提出 | 活動における倫理規範                    | 第6条            |
| ● コンプライアンスに関する規程  |  |          |                               |                |
| (1) コンプライアンス担当組織<br>実施等を担う部署が設置されていること  | コンプライアンス規程   | 公募申請時に提出 | コンプライアンスガイドライン                | 第7条            |
| (2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須)<br>「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること            |  | 公募申請時に提出 | コンプライアンスガイドライン                | 第5条、第6条        |
| (3) コンプライアンス違反事案<br>「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること                        |  | 公募申請時に提出 | コンプライアンスガイドライン                | 第5条第2項         |
| ● 内部通報者保護に関する規程   |  |          |                               |                |
| (1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)  | 内部通報(ヘルプライン)規程   | 公募申請時に提出 | 内部通報者保護に関するガイドライン             | 第4条            |
| (2) 通報者等への不利益処分の禁止<br>「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること    |  | 公募申請時に提出 | 内部通報者保護に関するガイドライン             | 第10条           |
| ● 組織(事務局)に関する規程   |  |          |                               |                |
| (1) 組織(業務の分掌)   | 事務局規程  | 公募申請時に提出 | 決裁権限基準表                       | 全体             |
| (2) 職制  |  | 公募申請時に提出 | 決裁権限基準表                       | 全体             |
| (3) 職責  |  | 公募申請時に提出 | 決裁権限基準表                       | 全体             |
| (4) 事務処理(決裁)  |  | 公募申請時に提出 | 決裁権限基準表                       | 全体             |
| ● 職員の給与等に関する規程  |  |          |                               |                |
| (1) 基本給、手当、賞与等  | 給与規程   | 公募申請時に提出 | 賃金規程                          | 第7条～第16条       |
| (2) 給与の計算方法・支払方法  |  | 公募申請時に提出 | 賃金規程                          | 第3条、第4条        |
| ● 文書管理に関する規程  |  |          |                               |                |
| (1) 決裁手続き   | 文書管理規程   | 公募申請時に提出 | 決裁権限基準表                       | 全体             |
| (2) 文書の整理、保管  |  | 公募申請時に提出 | 文書管理規程                        | 第4条            |
| (3) 保存期間  |  | 公募申請時に提出 | 文書管理規程                        | 第3条            |
| ● 情報公開に関する規程  |  |          |                               |                |
| 以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること<br>1. 定款<br>2. 事業計画、収支予算<br>3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録<br>4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録 | 情報公開規程   | 公募申請時に提出 | 情報公開に関するガイドライン                | 別表             |
| ● リスク管理に関する規程   |  |          |                               |                |
| (1) 具体的リスク発生時の対応  | リスク管理規程  | 公募申請時に提出 | リスク管理に関するガイドライン               | 第6条            |
| (2) 緊急事態の範囲   |  | 公募申請時に提出 | リスク管理に関するガイドライン               | 第12条           |
| (3) 緊急事態の対応の方針  |  | 公募申請時に提出 | リスク管理に関するガイドライン               | 第11条～第24条      |
| (4) 緊急事態対応の手順   |  | 公募申請時に提出 | リスク管理に関するガイドライン               | 第11条～第24条      |
| ● 経理に関する規程  |  |          |                               |                |
| (1) 区分経理  | 経理規程   | 公募申請時に提出 | 経理規程                          | 第1章第6条         |
| (2) 会計処理の原則   |  | 公募申請時に提出 | 経理規程                          | 第1章第3条         |
| (3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別  |  | 公募申請時に提出 | 経理規程                          | 第1章第7条、第3章第18条 |
| (4) 勘定科目及び帳簿  |  | 公募申請時に提出 | 経理規程                          | 第2章第10条、第11条   |
| (5) 金銭の出納保管   |  | 公募申請時に提出 | 経理規程                          | 第3章            |
| (6) 収支予算  |  | 公募申請時に提出 | 経理規程                          | 第5章            |
| (7) 決算  |  | 公募申請時に提出 | 経理規程                          | 第6章            |

認定特定非営利活動法人カタリバ  
定款

[更新履歴]

平成 18 年 9 月 21 日 : 法人設立  
平成 19 年 6 月 30 日 : 事務所の移転  
平成 20 年 2 月 1 日 : 事業の変更  
平成 20 年 9 月 30 日 : 総会の権能 他  
平成 22 年 8 月 1 日 : 事務所の移転  
平成 24 年 5 月 26 日 : 事業年度の変更 他  
平成 24 年 11 月 13 日 : 事業の変更 他  
平成 25 年 10 月 27 日 : 名称の変更  
平成 28 年 10 月 30 日 : 種別及び定数  
平成 29 年 10 月 29 日 : 公告の方法  
平成 30 年 11 月 25 日 : 常務理事の職務  
令和 1 年 11 月 23 日 : 総会の開催期限  
令和 6 年 9 月 1 日 : 事務所の移転



## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人の名称は、認定特定非営利活動法人カタリバとする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中野区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、「生き抜く力」をそなえた若年層にあふれる社会の実現に寄与することを目的とする。上記の目的のもと、子どもたちを含めた若年層を対象に、年上の世代の人達とのコミュニケーションの場、及び学習の機会を提供する。これによって、若年層が自らの生き方に主体性を持ち、また社会を生きるうえで必要な汎用的スキルをそなえ、積極的に社会に参画していけるようになることを目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条に規定する目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 人づくりを通じた社会活性化に関する事業
- (2) キャリア学習イベント等活動の企画・実施事業
- (3) 普及啓発事業
- (4) 災害等により学習環境に恵まれない人たちのための、通信教育、学習相談その他の教育事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法

律第7号。以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を支援する個人及び団体
- (3) 活動会員 この法人の目的に賛同し、この法人で活動を行なう個人

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面または電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 正会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他この法人の秩序を乱す行為をしたとき。

2 賛助会員及び活動会員が、前項各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を代表理事とし、常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 代表理事及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき（この法人と代表理事との利益が相反する事項その他事実上又は法律上の原因から代表理事が職務活動をすることができないときを含む。）又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 前項の規定により常務理事が代表理事の職務を代行したときは、当該常務理事は職務執行の状況を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合に、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員補充又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 監事が前項各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 正会員の除名

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 監事の解任

(7) その他運営に関わる事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 通常総会は毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催するものとする。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が、必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき

#### (招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知をしなければならない。

#### (議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から代表理事が指名する。

#### (定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に特別の定めのある場合を除いては、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

#### (議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電子メール表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### （構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### （権能）

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項

### （開催）

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電子メールをもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

### （招集）

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも2日前までに通知をしなければならない。

### （議長）

第34条 理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名した者が、これに当たる。

### （議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とす

る。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

#### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。 (資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画書及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

#### (解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7) 法人の目的とする事業が終了したとき

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、総正会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第 50 条 本会が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる法人のうち、理事会において議決された者に譲渡するものとする。

#### (合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において総正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第 9 章 公告の方法

#### (公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告は、この法人のウェブサイトに掲載して行う。

### 第 10 章 事務局

#### (事務局及び職員)

第 53 条 この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

#### (職員の任免)

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

#### (組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第 1 1 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 中澤久美

理 事 竹野優花

理 事 野町雅俊

監 事 遠山浩司

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 入会金 2,000 円、年会費 28,000 円
  - (2) 賛助会員 個人 1 口 10,000 円、団体 1 口 100,000 円 (1 口以上)
  - (3) 活動会員 入会金 2,000 円、年会費 6,000 円

附則

- 1 この定款は、平成 20 年 9 月 30 日から施行する。
- 2 第 28 条第 2 項及び第 29 条第 1 項第 2 号の変更については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることを条件として、効力が発生するものとする。

附則

- 1 この定款は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この定款は、平成 24 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この法人の平成 24 年度の事業年度は、定款第 46 条の規定にかかわらず、平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までと、平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日までとする。

附則


- 1 この定款は、平成 24 年 11 月 13 日から施行する。

附則

- 1 この定款は、平成 26 年 3 月 5 日から施行する。

これは、当法人の定款に相違ありません。

平成 30 年 11 月 25 日

  
認定特定非営利活動法人 カタリバ  
理 事 今 村 久 美